

児童手当のご案内



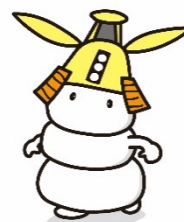
※お子様が生まれた日の同月内または15日以内に申請してください。

手続きが遅れますと一部手当が受けられなくなりますので注意してください。

【児童手当の内容】

○支給対象

中学3年生までの児童を養育している方に支給します。
(15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)



○支給額

児童1人につき

3歳未満(一律)	15,000円	
3歳以上小学校修了前	第1子・2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生(一律)	10,000円	

○支払時期

原則として、6月、10月、2月の7日
(それぞれの前月分までが支払われます。)



○所得制限

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1
5人	812.0	1042.1

※所得制限限度額以上の方は支給額が児童1人につき5,000円になります。

【支給開始月】

申請をした日の翌月分から支給されます。

→月末に出生や転入をしてその同月内に申請ができない場合は、
誕生日や転出予定日から15日以内に申請をすれば、月をまた
がっても、誕生日等の翌月分から支給されます。

<以下のような場合は、届出が必要です>

- ・受給者が津市外に転出したとき
- ・児童手当を受給している方に新たに児童が生まれたとき
- ・児童を養育しなくなったとき
- ・婚姻等により生計の中心者が変わったとき
- ・受給者が公務員になったとき
- ・児童と別居することになったとき(単身赴任、離婚、施設入所等)
- ・受給者又は児童が死亡したとき

